

第 1 1 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木)

午後 1 時 3 0 分

場 所 栗駒農業団地センター

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

報 告 第 1 8 号 新市の名称名付け親大賞等の決定方法について

5 協議事項

協 議 第 2 3 号 の 2 下水道事業について

協 議 第 3 7 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協 議 第 3 8 号 高齢者福祉事業について

協 議 第 3 9 号 児童福祉事業について

協 議 第 4 0 号 新市建設計画 (第 4 章 建設計画、第 5 章 公共的施設の
適正配置と整備) について

6 提案事項

協 議 第 8 号 の 2 新市の事務所の位置について

協 議 第 1 2 号 の 2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協 議 第 4 1 号 介護保険事業の取扱いについて

協 議 第 4 2 号 農林水産関係事業 (その 2) について

協 議 第 4 3 号 環境衛生関係事業について

協 議 第 4 4 号 その他の福祉事業について

協 議 第 4 5 号 社会教育事業について

7 その他

8 閉 会

報告第18号

新市の名称名付け親大賞等の決定方法について

新市の名称名付け親大賞等の決定方法について別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

新市の名称決定に伴う各賞の決定方法等について

1. 各賞の決定方法等

(1) 各賞の決定方法

新市の名称「栗原市」が決定された次回の協議会である平成16年1月15日の第11回合併協議会席上において抽選を行う。

(根拠：新市の名称募集要項第4条、第5条)

(2) 各賞の発表

当選者には直接当選のお知らせを行うとともに、合併協議会だより及び合併協議会ホームページで抽選結果の発表を行うものとする。

(3) 表彰及び記念品の贈呈方法

「名付け親大賞」1名については本人と調整の上、極力早い回の合併協議会席上において表彰及び記念品の贈呈を行い、他の賞については事務局が贈呈(配布)する。

なお、「名付け親大賞」受賞者は「栗原市」開市式に来賓として招待する。

(根拠：新市の名称募集要項第6条)

2. 各賞の抽選方法等

(1) 名付け親大賞

対象者：新市の名称「栗原市」応募者の中から1名を抽選する。

記念品：10万円分全国共通商品券と5千円相当の地場産品。

抽選方法：「栗原市」応募者のみの抽選票から1名を抽選する。

抽選者：栗原地域合併協議会会長

(2) 名付け親賞

対象者：新市の名称「栗原市」応募者の中で「名付け親大賞」にもれた方の中から10名を抽選する。

記念品：1万円分全国共通商品券と3千円相当の地場産品。

抽選方法：「名付け親大賞」を除く「栗原市」応募者のみの抽選票で10名を抽選する。

抽選者：栗原地域合併協議会委員(学識経験委員のうち新市の名称検討小委員会委員 10名)

(3) 優秀賞

対象者：第一次選定(5種類)の中で「名付け親大賞」「名付け親賞」にもれた方の中から20名を抽選する。

記念品：5千円相当の地場産品。

抽選方法：「名付け親大賞」「名付け親賞」を除く第一次選定(5種類)の名称応募者のみの抽選票で20名を抽選する。

抽選者：栗原地域合併協議会委員(学識経験委員のうち新市の名称検討
小委員会委員以外の委員 10名)
同 上 委員(議会選出委員のうち議長 10名)

(4) 特別賞

対象者：「名付け親大賞」「名付け親賞」「優秀賞」にもれた全応募者(有効分のみ)の中から10名を抽選する。

記念品：3千円相当の地場産品。

抽選方法：「名付け親大賞」「名付け親賞」「優秀賞」を除く全名称応募者の抽選票で10名を抽選する。

抽選者：栗原地域合併協議会委員(議会選出委員のうち議員 10名)

3. その他

記念品の内容

各賞の記念品については、栗原地域10町村の地場産品の中から、各町村物産振興協会等の協力を得て選定し、その他詳細については事務局対応とする。

新市の名称名付け親大賞等の抽選結果表

(1) 名付け親大賞受賞者： 1 名

居 住 市 町 村	氏 名	ふ り が な	性 別

抽選者：合併協議会会長

(2) 名付け親賞受賞者： 1 0 名

居 住 市 町 村	氏 名	ふ り が な	性 別

抽選者：合併協議会学識経験委員のうち新市の名称検討小委員会委員
10名)

(3) 優秀賞受賞者： 2 0 名

居 住 市 町 村	氏 名	ふ り が な	性 別

協議第 2 3 号の 2

下水道事業について

下水道事業について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

下水道事業について

- 1 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。
- 2 公共下水道事業
 - (1) 維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。
 - (2) 町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 受益者負担金（分担金）の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。
 - (4) 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。
- 3 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。
- 4 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鶯沢町の例により合併時までに調整する。
「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時までに調整する。
- 5 農業集落排水事業
 - (1) 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。
 - (2) 受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	下水道事業	関係項目
調整の方針・内容	<p>1 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。</p> <p>2 公共下水道事業</p> <p>(1) 維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>(2) 町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 受益者負担金(分担金)の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>(4) 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>3 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。</p>	<p>4 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鷺沢町の例により合併時まで調整する。</p> <p>「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>5 農業集落排水事業</p> <p>(1) 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>(2) 受益者負担金(分担金)及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。</p>

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 下水道事業計画	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…637ha 全体計画人口…13,400人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,500人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…未定 最終年度…未定 全体処理区…3処理区 全体面積…39.5ha 全体計画人口…890人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…769.0ha</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,566人</p> <p>3) 農業集落排水事業 事業年度…S62年度 最終年度…H10年度 全体処理区域…1地区 全体計画面積…39.0ha 全体計画人口…920人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6 最終年度…H22 全体計画面積…357ha 全体計画人口…9,600人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…6,400人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H7 最終年度…H25 全体計画面積…105ha 全体計画人口…3,100人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 該当なし</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…367.0ha 全体計画人口…6,800人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 全体計画人口…3,344人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…H9 最終年度…H22 全体処理区…4処理区 全体面積…206.0ha 全体計画人口…1,510人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H7年度 最終年度…H25年度 全体計画面積…124.3ha 全体計画人口…4,700人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 計画人口…1,200人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H3年度 最終年度…H18年度 全体計画面積…158.4ha 全体計画人口…3,000人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…330人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H25年度 全体計画面積…263.6ha 全体計画人口…6,000人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,400人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…S58年度 最終年度…H16年度 全体処理区…2処理区 全体面積…97ha 全体計画人口…2,700人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…391ha 全体計画人口…8,900人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 全体計画人口…440人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…H9年度 最終年度…H14年度 全体処理区…1処理区 全体面積…207ha 全体計画人口…1,690人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…60ha 全体計画人口…1,200人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…530人</p> <p>3) 農業集落排水事業 計画なし</p>
2 公共下水道事業	<p>維持管理</p> <p>1. 管きよ L=30.0km マンホールポンプ 16箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…74,896,000円</p>	<p>1. 管きよ L=21km マンホールポンプ 4箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間維持管理費 …56,776,000円</p>	<p>1. 管きよ L=19.3km マンホールポンプ 1箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間維持管理費 …6,946,000円 (H15計画)</p>	<p>1. 管きよ L=12.5km マンホールポンプ 10箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名 …瀬峰高清水浄化センター 管理体制…瀬峰町委託 (瀬峰町と共同) 管理業者名 …(財)宮城県下水道協会 年間管理費…7,218,000円 (H14実績)</p>	<p>1. 管きよ L=6km マンホールポンプ 1箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費 …1,057,000円</p>	<p>1. 管きよ L=21.8km マンホールポンプ 9箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名 …瀬峰高清水浄化センター 管理体制…瀬峰町 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…10,013,000円 (H14実績)</p>	<p>1. 管きよ L=43km(H14年度末) マンホールポンプ 18箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…鷺沢浄化センター 管理体制…鷺沢町 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…31,606,000円 (平成15年度予算 マンホール ポンプ18箇所含む)</p>	<p>1. 管きよ L=23.2km マンホールポンプ 7箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…19,423,000円</p>	<p>1. 管きよ L=18km マンホールポンプ 5箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…12,231,000円</p>	<p>1. 管きよ L=22km マンホールポンプ 18箇所</p> <p>2. ポンプ場 1箇所</p> <p>3. 処理場 施設名…花山浄化センター 管理体制…花山村 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…10,300,500円 (H15年度 花山中継ポンプ 場、マンホールポンプ18箇 所含む)</p>

		参 考 事 項									
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村	
・町村負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金 2.維持管理負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金 2.維持管理負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金	1.建設負担金 該当なし 2.維持管理負担金 該当なし	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 過疎代行負担金 2.維持管理負担金 該当なし	
・受益者負担金(分担金)	1.負担金の額 基本額…100,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…250,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…150,000円 地積割額…150円/m ² 限度額…300,000円 法人 基本額…150,000円 地積割額…150円/m ² 限度額…なし 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括報奨金として10%を交付 ・分割納付…3年に分割し6回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…150,000円 地積割額…200円/m ² 限度額…350,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額を一括納付した場合10%を交付 ・分割納付…4年間に分割し16回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 一戸あたり200,000円。ただし、土地の形状又は建物の態様によって、公共マスを2個以上設置する受益者の分担金は、一戸あたり200,000円の額に公共マス1個につき100,000円を加算した額 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付(前納交付金として) 1年目 15%(納期前納付額) 2年目 10%(納期前納付額) 3年目 5%(納期前納付額)を交付する。 ・分割納付 5年(20回)に分割 1期10,000円 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり150,000円。但し、受益者の便宜上公共マスを複数個設置した場合は、2個目以降私費負担とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し、20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 公共マス1個あたり210,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…第1期の納入期日までに全額一括納付報奨金2.5%を交付 ・分割納付…5年に分割し10,500円を20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…130,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…260,000円 法人 基本額…300,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…1,500,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…賦課初年度第1期までの全額納付者に5%の報奨金制度 ・分割納付…年4期5年の20回納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり200,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付報奨金として10%を交付 ・分割納付…3年に分割し6回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 150,000円/公共マス1個 ただし、施設の使用について、受益者便宜上公共マスを複数設置した場合公共マス1箇所あたり150,000円とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付(150,000円)年度一括納(50,000円) ・分割納付…3年に分割し12回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり230,000円。法人は500,000円。但し、受益者の便宜上公共マスを複数設置した場合は2個目以降私費負担とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…初年度に全額一括納付した場合報奨金として5%交付 ・分割納付…5年に分割し20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	
・使用料	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,900円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 200円 21~50m3まで 1m3につき 210円 51~200m3まで 1m3につき 230円 201m3~ 1m3につき 245円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 10m3~20m3 1m3につき 190円 20m3~50m3 1m3につき 210円 50m3以上 1m3につき 220円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,900円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 200円 21~50m3まで 1m3につき 210円 51~200m3まで 1m3につき 230円 201m3~ 1m3につき 250円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 10~20m3まで 1m3につき 190円 20~50m3まで 1m3につき 200円 50~200m3まで 1m3につき 220円 200m3~ 1m3につき 230円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3~20m3まで 1m3につき 165円 21m3~50m3まで 1m3につき 175円 51m3~200m3まで 1m3につき 185円 201m3~ 1m3につき 195円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 190円 21~50m3まで 1m3につき 200円 51~200m3まで 1m3につき 220円 201m3~ 1m3につき 230円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,500円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 155円 21~50m3まで 1m3につき 165円 51~200m3まで 1m3につき 180円 201m3~ 1m3につき 195円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 190円 21~50m3まで 1m3につき 200円 51~200m3まで 1m3につき 210円 201m3~ 1m3につき 220円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 185円 21~50m3まで 1m3につき 190円 51~200m3まで 1m3につき 200円 201m3~ 1m3につき 210円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,100円 超過使用料: 11m3~ 1m3につき 130円 水道水以外使用: 水道メーターを村が設置し、使用量とする。	
3 合併処理浄化槽整備事業	1.浄化槽設置事業 設置補助金 5人槽…225,000円 6~7人槽…264,000円 8~10人槽…333,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 設置補助金 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 1)分担金 5人槽…130,000円 6~7人槽…150,000円 8~10人槽…190,000円 11~15人槽…290,000円 16~20人槽…450,000円 21~25人槽…560,000円 26~30人槽…650,000円 31~40人槽…750,000円 41~50人槽…870,000円	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	3.浄化槽市町村整備推進事業 1)分担金 分担金の額 1戸あたり150,000円 納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し、20回で納付 徴収猶予・減免制度…有り	1.浄化槽設置整備事業 下水道区域内(認可区域外) 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 下水道区域外 5人槽…628,000円 6~7人槽…766,000円 8~10人槽…1,036,000円 維持管理補助金(限度額) 5人槽…16,000円 6人槽…20,000円 7人槽…24,000円 8人槽…28,000円 9人槽…32,000円 10人槽…32,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 2)分担金の額 1戸あたり150,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…787,500円 6~7人槽…997,500円 8~10人槽…1,354,500円 2)分担金の額 1戸あたり150,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…375,000円 6~7人槽…438,000円 8~10人槽…555,000円 11~20人槽…1,044,000円 21~30人槽…1,752,000円 31~50人槽…2,340,000円 51人槽…2,670,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	2) 使用料 5人槽…3,500円/月 6~7人槽…4,300円/月 8~10人槽…5,300円/月 11~15人槽…7,200円/月 16~20人槽…10,400円/月 21~25人槽…11,500円/月 26~30人槽…12,700円/月 31~50人槽…町長が規則で定める。	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	2) 使用料 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3~20m3まで 1m3につき 165円 21m3~50m3まで 1m3につき 175円 51m3~200m3まで 1m3につき 185円 201m3~ 1m3につき 195円	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし
3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	1) 分担金の額 個人 基本額…130,000円 地積割額…300円/㎡ 限度額…260,000円 法人 基本額…300,000円 地積割額…300円/㎡ 限度額 …1,500,000円 2) 使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,500円 超過使用料: 10~20m3まで 1m3につき155円 20~50m3まで 1m3につき165円 50~200m3まで 1m3につき180円 200m3~ 1m3につき 195円 3) 補助金 (電気料補助) 5人槽…9,000円/件 6人槽…10,440円/件 7人槽…12,000円/件 8人槽…12,000円/件 10人槽…12,000円/件	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし
4. 排水設備助成	1. 対象事業会計 下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…700,000円 償還期間…4年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…3年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 下水道事業特別会計 個別合併処理浄化槽特別 会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…4年 償還り子分は、全額町が補てん 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 下水道特別会計 2. 排水設備助成金 排水設備工事費の10%以内で 町長が定める助成率を乗じて得 た額(経過年にあわせて限度額 がある) 3. 排水設備設置工事資金の融資の あっせん及びり子の補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 当該年度に支払ったり子の合計 に町長が定める補給率を乗じて 得た額を交付	1. 対象事業会計 下水道事業特別会計 2. 排水設備助成金 該当無し 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…600,000円 償還期間…4年 り子補給…全額 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道事業特別会計 2. 私道内排水設備設置補助 公共マスから最上流端マスまでの 距離が50mを超えた場合、超えた 延長に10,000円/㎡を上限とし て補助金を交付 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 り子分を全額町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 鷺沢町下水道事業特別会計 2. 私道内排水設備設置補助 公共マスから宅地境までの距離が 20mを超えた場合、越えた延長に 10,000円/㎡を上限に補助金 交付 3. 私道内公共下水道設置補助 一定の要件を備えている私道に 共下水道を設置 4. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…600,000円 償還期間…5年 り子は町が全額補助 5. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 農業集落排水事業特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…3年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 (年利率3.0%まで) 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 農業集落排水事業特別会計 2. 私道内排水設備工事補助 公共マスから最上流端マスまで の距離が20mを超えた場合、超 えた延長に10,000円/㎡を上 限として補助金を交付 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 り子の2分の1 り子補給は直接金融機関に行う 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…800,000円 償還期間…5年 り子補給…有 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
5 農業集落排水事業 施設の維持管理	該当なし	1. 管きよ L=6.1km マンホールポンプ 4箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・大袋地区農業集落 排水処理施設 管理体制・若柳町 管理者名・若柳清掃(有)、 (協)栗原環境保全 年間維持管理費 ・・・1,052,100円	該当なし	該当なし	1. 管きよ 管きよ L=8.4km マンホールポンプ 2箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・大川口地区処理施設 管理体制・一迫町 管理者名・ドリコ(株)東北支 店 年間管理費 ・・・1,680,000円 (マンホールポンプ2ヶ所含 む)	該当なし	該当なし	1. 管きよ L=3.7km マンホールポンプ 1箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・沢辺地区農業集落排 水処理施設 管理体制・金成町 管理者名 ・・・(協)アクアテック栗原 年間管理費 ・・・1,974,000円	1. 管きよ 管きよ L=30km マンホールポンプ 40箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・南郷地区農業集落排 水処理施設 管理体制・志波姫町 管理者名 ・・・(協)アクアテック栗原 年間管理費 ・・・1,31,500円	該当なし
受益者負担金(分担 金)	該当なし	1. 分担金の額 一戸当たり100,000円 3. 納期及び徴収方法 一括納入 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	該当なし	該当なし	1. 分担金の額 1戸あたり150,000円 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付・・・全額一括納付交付 金として5%を交付 分割納付・・・5年に分割し、20回 で納付 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	該当なし	該当なし	1. 分担金の額 1戸あたりH15 140,000円 同 H16 180,000円 同 H17 200,000円 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付...本管接続時 分括納付...なし 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	1. 分担金の額 150,000円/公共マス1個 ただし、施設の使用について、受 益者便宜上公共マスを複数設置 した場合公共マス1箇所あたり15 0,000円とする。 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付・・・全額一括納付 (150,000円) 年度一括納 (50,000円)	該当なし
使用料	該当なし	1. 使用料金 1世帯当たり・・・一律2,600円 世帯員一人当たり・・・200円	該当なし	該当なし	1. 使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3～20m3まで 1m3につき 165円 21m3～50m3まで 1m3につき 175円 51m3～200m3まで 1m3につき 185円 201m3～ 1m3につき 195円	該当なし	該当なし	1. 使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,350円 超過使用料: 11～50m3 1m3につき 170円 51～200m3まで 1m3につき 180円 201m3～ 1m3につき 190円 (H17.4月以降は現行の公共 下水道使用料金体系と同一と なる。)	1. 使用料金 基本使用料: 10m3 まで 1,800円 超過料金: 11～20m3 1m3につき 185円 21～50m3まで 1m3につき 190円 51～200m3まで 1m3につき 200円 201m3～ 1m3につき 210円	該当なし

協議第23号の2 下水道事業参考資料

下水道分担金について

	分担金条例制定時における算出根拠				平成15年度までの実績			平成16年度から平成22年度までの予定額			
	管渠整備費総額(A) 千円	受益者戸数(B) 戸	1戸当たりの額(A÷B) 千円	分担金の額 基本 100 千円 地積割 300円 / m ² 最高 250	備 考 (分担金を1戸当たりの額より減額した根拠)	管渠整備費総額 千円	受益者戸数 戸	1戸当たりの額 千円	管渠整備費総額 千円	受益者戸数 戸	1戸当たりの額 千円
築館町	5,101,400 (うち単独費 805,000)	1,600	503	基本 100 千円 地積割 300円 / m ² 最高 250	基本額100千円 + 末端管渠費1/2相当額を整備面積で除したm ² 単価 × 宅地面積	4,279,000 (うち単独費 533,000)	1,500	355	1,400,000 (うち単独費 280,000)	400	700
若柳町	5,367,937 (うち単独費 292,763)	1,422	206	基本 150 地積割 150円 / m ² 最高 300	分担金の額を平均200千円とし、整備面積を対象として設定した 292,763千円 ÷ 190.8ha ÷ 10,000m ² 150円の地積割	3,271,300 (うち単独費 319,300)	1,696	188	1,190,000 (うち単独費 140,000)	770	182
栗駒町	7,080,000 (うち単独費 963,000)	1,800	535	基本 150 地積割 200円 / m ² 最高 350	基本額150千円 + 末端管渠費相当額(地方交付税措置額除く)を整備面積で除したm ² 単価 × 宅地面積	3,663,365 (うち単独費 433,365)	947	458	2,224,635 (うち単独費 349,635)	542	645
一迫町	2,510,000 (うち単独費 479,000)	639	750	150	1戸当たりの額(750千円)の1/5に設定した	3,726,211 (うち単独費 294,211)	729	404	3,101,700 (うち単独費 401,700)	483	832
金成町	7,026,536 (うち単独費 420,836)	1,285	327	200	下水道の普及促進のため一戸当たり200千円に設定した	3,112,140 (うち単独費 210,140)	542	388	2,242,000 (うち単独費 189,800)	461	412
志波姫町	10,588,115 (うち単独費 3,424,715)	2,000	1,712	150	下水道の普及促進のため公共枡設置工事費相当とした	3,281,794 (うち単独費 428,394)	500	857	2,050,000 (うち単独費 350,000)	450	778
迫川流域下水道			平均 672					平均 442			平均 592
高清水町	3,310,960 (うち単独費 188,540)	403	468	200	公共枡設置一箇所平均450～500千円であることから、補助1/2を考慮し225～250千円となるため、200千円に設定した	3,832,960 (うち単独費 270,540)	558	485	1,400,000 (うち単独費 160,000)	194	825
瀬峰町	2,835,099 (うち単独費 245,219)	532	461	210	H14までの末端管渠事業予定額(461千円)と総事業費(処理場建設含む、補助・起債を控除)を控除した町負担予定額(409千円)の平均額の50%に設定	3,408,343 (うち単独費 290,472)	607	479	1,528,400 (うち単独費 152,840)	446	343
瀬峰・高清水広域下水道			平均 465					平均 482			平均 584
鷺沢町	10,223,776 (うち単独費 1,896,576)	1,017	1,865	基本 130 地積割 300円 / m ² 最高 260	市街地がなく宅地面積が大きいいため、戸割と一部地積割の併用とし、限度額を260千円に設定した	9,602,741 (うち単独費 1,276,403)	846	1,509	74,000 (うち単独費 10,000)	121	83
花山村	4,302,000 (うち単独費 194,200)	346	561	230	基本額130千円 + 宅地面積 × 300円 / m ² で算出し、限度額260千円にした場合、平均が239,222円になり改め230千円に設定した	3,631,445 (うち単独費 169,605)	346	490	0 (うち単独費 0)		
調 整 案			平均 739	200				平均 561			平均 533

協議第 8 号の 2

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 16 年 1 月 15 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

新市の事務所の位置について

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。
- 3 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

平成 年 月 日確認

新市の事務所の位置等検討小委員会報告書

平成15年9月19日の第4回栗原地域合併協議会において付託決定された新市の事務所の位置については、下記のとおり検討したので報告します。

記

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。
- 3 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

平成16年1月14日報告

栗原地域合併協議会

新市の事務所の位置等検討小委員会

委員長 鈴木 守

新市の事務所の位置等検討小委員会の協議経過報告書

1 新市の事務所の位置等検討小委員会の設置

栗原地域合併協議会の小委員会として、「新市の事務所の位置等検討小委員会」が設置された。設置年月日、目的、付託事項等は下記のとおりである。

- (1) 名 称 新市の事務所の位置等検討小委員会
- (2) 設置年月日 平成15年9月19日
- (3) 目 的 新市の事務所の位置についての検討
- (4) 付 託 事 項 新市の望ましい本庁舎の位置や庁舎の設置方法等について、新庁舎建設の必要性も含め検討する。
- (5) 委 員 数 議会議員10名・学識経験者10名
- (6) 委員名簿

	区 分			区 分	
	第7条第1項第2号(議会議員)			第7条第1項第3号(学経委員)	
1	鈴木 守(議長)	築館	11	白鳥英敏(学経)	築館
2	佐藤平義(議長) 加藤雄八郎(議員)	若柳	12	中嶋太一(学経)	若柳
3	千葉伍郎(議員)	栗駒	13	高橋伸幸(学経)	栗駒
4	太齋俊夫(議長)	高清水	14	武田正道(学経)	高清水
5	石川憲昭(議長)	一迫	15	山村喜久夫(学経)	一迫
6	佐々木幸一(議長)	瀬峰	16	津藤國男(学経)	瀬峰
7	大内 朗(議長)	鷺沢	17	伊藤竹志(学経)	鷺沢
8	小岩誠二(議長)	金成	18	飯田 明(学経)	金成
9	菅原 佑(議長)	志波姫	19	千葉和恵(学経)	志波姫
10	中鉢泰一(議長)	花山	20	佐藤利郎(学経)	花山

12月1日付で委員交代

2 新市の事務所の位置等検討小委員会の開催概要

第1回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月5日(日)午後2時開会 午後3時49分閉会
- 2 場 所 築館町役場 2階講堂
- 3 出席者 小委員会委員17名、欠席委員3名
協議会長
事務局7名

4 協議経過

(1) 役員を選出

協議の結果、小委員会委員長に築館町の鈴木守委員、副委員長に金成町の飯田明委員を選出。

(2) 新市の事務所の位置等の検討

栗原10カ町村の本庁舎の状況、他の官公署や公共的施設との位置関係、庁舎の設置方法、事務所の位置決定に関する法令等について事務局より説明があり、その後各委員から以下のような意見があった。

- ・第3回協議会に提案された内容は勘案すべきか否か。
- ・議論する項目を順序立ててはどうか。
- ・意見集約はいつ頃までか。
- ・栗原10カ町村の役場を視察してはどうか。
- ・さらに詳しい資料の提出と、提案までの過程を提示願う。
- ・新市の機構図や職員配置図等を示すことはできないか。
- ・提案では、新庁舎建設を5年を目途にとあるが、理由は何か。

これらの意見等を踏まえて協議を行った結果、第3回協議会時に提案された内容は事実としてはあるが、当小委員会ではそれに縛られずに進めていくことで確認された。

また、次回開催時に、庁舎建設、職員削減に伴う経費の関係の追加資料と専門部長の出席の要請がされた。

第2回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月15日(水)午後7時開会 午後9時21分閉会
- 2 場 所 築館町ふるさとセンター 農事研修室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局8名
- 4 協議経過

今後の会議のスケジュール、類似団体として考えられる数ヶ所の新庁舎建設概要及び旧古川合同庁舎建設概要、職員削減に伴う経費の関係について事務局より説明。

その後協議で、庁舎の設置方法、将来的に新庁舎を建設すべきかどうかの協議が行われたが、意見集約までには至らず、次回以降への継続協議となった。

第3回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月31日(金)午後7時開会 午後9時13分閉会
- 2 場 所 築館町ふるさとセンター 農事研修室
- 3 出席者 小委員会委員20名、欠席委員0名
事務局8名
- 4 協議経過

前回の継続協議となった。

新市における庁舎建設については「庁舎の設置方式が定まらなると庁舎建設というのは見えてこない」、「財政状況を抜きにした新庁舎建設問題は議論できない。財政計画が見えてきた段階で、住民の利便性も考慮しながら議論していくべきである」、「別の委員会を立ち上げて検討すべきである」、「具体的な場所まではいかないにしても、当小委員会でコンセンサスをとるべきである」等の意見が出された。

庁舎の設置方法については、「本庁方式とした場合、現状の庁舎スペースでは手狭になるのではないかと」、「分庁舎方式とした場合、住民の不便を強いることのないような配置をすべき」と等の意見が出された。

これらの意見を踏まえて協議を行った結果、

「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする」

「新市の事務所の設置方式は、当分の間、総合支所方式とする」

「新庁舎の建設については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市において検討する」という提案があった。これらの提案について内容を整理、集約し、次回の小委員会前に事前に各委員に配布の上、意見を求め、次回の小委員会において協議するこ

とで確認された。

【原案】

- 1) 「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする」
- 2) 「現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所方式とする」
- 3) 「将来新たに建設が予想される新市の庁舎及び事務所の位置等については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市において検討するものとする」

第4回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月24日(月)午後7時開会 午後10時44分閉会
- 2 場 所 築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局8名
- 4 協議経過

原案に対する意見等を基に協議を行った。

1の「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする」については、「交通の利便性、官公庁が集中していること」、「災害時に対する本部機能を確保できる耐震建築であること」等を考慮すれば、現在の築館町役場の位置でいいのではとの意見が大半を占めた。

また、「築館町役場周辺は住宅密集地のため、増改築できない状況等を考えれば、役場庁舎に隣接している施設を活用すれば、金成町役場の庁舎にも十分管理部門を置けるのではないかと」、「新たなまちづくりを行う上でも、一度、金成町役場に置いてはどうか」等の意見が出され、これらの意見を踏まえて協議を行なった結果、「新市の事務所の位置は、現在の築館町役場の位置とする」として、「当分の間」という文言は必要ないのではとの議論になったが、「当分の間」の取扱いについては、2、3番の議論を経なければ決められないということで、継続協議となった。

2の「現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所方式とする」については、「長く総合支所方式を採れば、人件費等の削減効果が見えてこない。合併して一体感を出すためにも、早く新庁舎を建設すべき」等の意見もあったが、新市の本庁舎にすべての管理部門が入りきれないことも考えられることから、「住民サービスを低下させないような形で、一部分庁方式を含む総合支所方式がいいのでは」との意見が大半を占めた。

これらの意見を踏まえて協議を行った結果、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする」これを基本として、誰が見ても分かりやすく表現するために「合併前の住民サービス機能を最大限維持していくものとする」という文言を挿入するかどうかの議論になったが、次回小委員会への継続協議となった。

第5回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年12月8日(月)午後7時開会 午後10時20分閉会
- 2 場 所 築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員20名、欠席委員0名
事務局9名
- 4 協議経過

第4回小委員会からの継続協議で、2の文言に「合併前の住民サービス機能を最大限維持していくものとする」という文言を加えるか否かについては、これまで、住民サービスを低下させるべきでないという議論がされてきたので、「新市の事務所の設置方

式については、一部分庁舎方式を含む総合支所方式とする」という文言に集約はするものの、この中にもそういう意味が含まれているということで、委員長が協議会へ報告する際には、それらの協議経過もあわせて報告することで承認された。

3については、「財政計画が見えてこない中では判断しかねるので、見えてきた段階で検討すべきではないか」、「新市の組織機構が示されていない中で、建設ありきという話ではできないのではないか」、「検討すべき課題が多いので、市民を交えた審議会等を立ち上げて、慎重に検討すべきではないか」という意見と、「合併のメリットを得るために、早く新庁舎を建設すべき」という意見が出されたが、意見集約までは至らなかった。

第6回新市の事務所の位置等検討小委員会

- 1 日 時 平成16年1月6日(火)午後7時開会 午後9時21分閉会
- 2 場 所 築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員18名、欠席委員2名
事務局9名
- 4 協議経過

前回からの継続協議となった。

3については、「財政計画が見えていない段階で庁舎建設は議論できないのではないか」、「検討すべき課題が多いので、時間をかけて検討していくべきではないか。」等の意見や、「合併のメリットを得るために、早い時期に新庁舎を建設すべきではないか」、「新市において検討ではなく、当小委員会で、建設と時期についてはある程度のコンセンサスをとるべきでないか」等の意見が出され、これらの意見を踏まえて協議した結果、「将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする」に集約され、「10年を目途」とあるが、財政状況が許せば、合併後3年や5年後の庁舎建設もあり得ること、又、新市になったら建設するか否かも含めて検討するという意味を含んでいることを委員長が協議会へ報告する際に、それらの協議経過もあわせて報告することで承認された。また、「新市の事務所の位置については、当分の間、築館町役場の位置とする。」の文言については継続協議となっていたが、原案のとおりとなった。

最後に、委員長報告書の文言の確認を行った。

3 検討結果

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。
- 3 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

以上、栗原地域合併協議会 新市の事務所の位置等検討小委員会における協議経過報告といたします。

協議第12号の2

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年1月15日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

平成 年 月 日確認

議会議員の定数及び任期等検討小委員会報告書

平成15年9月19日の第4回栗原地域合併協議会において付託決定された議会議員の定数及び任期等の取扱いについては下記のとおり検討したので報告します。

記

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

平成16年 1月15日報告

栗原地域合併協議会

議会議員の定数及び任期等検討小委員会

委員長 高橋 義雄

議会議員の定数及び任期等検討小委員会の協議経過報告書

1 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の設置

栗原地域合併協議会の小委員会として、「議会議員の定数及び任期等検討小委員会」が設置された。設置年月日、目的、付託事項等は下記のとおりである。

- (1) 名称 議会議員の定数及び任期等検討小委員会
 (2) 設置年月日 平成15年9月19日
 (3) 目的 議会議員の定数及び任期の取扱い等についての検討
 (4) 付託事項 地方自治法による原則及び合併特例法による特例措置も含め、新市の望ましい議会議員の定数、任期等を検討する。
 (5) 委員数 議会議員10名・学識経験者10名
 (6) 委員名簿

	区 分			区 分	
	第7条第1項第2号(議会議員)			第7条第1項第3号(学識委員)	
1	石川正運(議員)	築館	11	長谷川厚子(学識)	築館
2	高橋義雄(議員)	若柳	12	三浦徹也(学識)	若柳
3	千葉伍郎(議員)	栗駒	13	佐藤多恵子(学識)	栗駒
4	佐藤幸生(議員)	高清水	14	海老田慶子(学識)	高清水
5	佐藤重美(議員)	一迫	15	白鳥文雄(学識)	一迫
6	佐々木幸男(議員)	瀬峰	16	津藤國男(学識)	瀬峰
7	菅原登(議員)	鷺沢	17	須藤茂(学識)	鷺沢
8	高橋光治(議員)	金成	18	後藤和廣(学識)	金成
9	遠藤實(議員)	志波姫	19	白鳥一彦(学識)	志波姫
10	茂泉文男(議員)	花山	20	中條彦登(学識)	花山

2 議会議員の定数及び任期等検討小委員会の開催概要

第1回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日時 平成15年10月5日(日)午後4時開会 午後5時20分閉会
 2 場所 築館町役場 2階講堂
 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
 協議会長
 事務局7名

4 協議経過

- (1) 役員の選出
 協議の結果、小委員会委員長に若柳町の高橋義雄委員、副委員長に志波姫町の白鳥一彦委員を選出。
 (2) 議会議員の定数及び任期等の検討
 事務局より、「特例を適用しない場合(法廷定数30人以内)(以下「本則選挙」)」

「定数特例を適用する場合（60人以内）（以下「定数特例）」、「在任特例を適用する場合（以下「在任特例）」及び「選挙区の設置」等についての説明を受け、その後各委員から以下の質疑があった。

- ・公職選挙法で選挙区の設置が認められていて、人口に比例して定数を定めると、合併特例法で人口に比例しないで定数を定めることができることの解釈の仕方は。
- ・合併後の設置選挙と4年後の2回目の選挙では選挙区を替えることは出来ないのか。
- ・選挙区とは旧町村単位のことか。

これらについては、事務局からそれぞれ再度説明を受け委員相互において確認した。

(3) 今後のスケジュールの確認

おおむね4回を目途に協議し、12月11日の第9回の協議会へ報告を目指すことを確認した。

	内 容	日 程
2回	各委員の定数及び任期等の意見を発表する	10 / 24
3回	おおむね意見を調整する	11 / 3の週
4回	各委員の意見を統一する	11 / 24の週

第2回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年10月24日（金）午後1時30分開会 午後4時13分閉会
- 2 場 所 築館町ふるさとセンター
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局11名
- 4 協議経過

各委員の定数の取り扱いに対する意見（「本則選挙」「定数特例」「在任特例」）等の交換をし、具体的な協議は次回行うこととした。

第3回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年11月 2日（日）午後6時開会 午後8時05分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員20名
事務局8名
- 4 協議経過

前回に引き続き各委員の定数の取り扱いに関する意見の再確認と、主に「在任特例」について協議をした。再確認後の各委員の意見の人数は次の表の通り。

	本則選挙	定数特例	在任特例	計
人 数	10人	9人	1人	20人

協議結果、在任特例は一時棚上げをすることとし、次回は「本則選挙」と「定数特

例」についてを重点的に協議することにした。

第4回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 日 時 平成15年11月25日(火) 午後3時開会 午後5時53分閉会

2 場 所 宮城県築館合同庁舎 第5会議室

3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局9名

4 協議経過

前回棚上げした「在任特例」については協議の結果選択しないこととし、「本則選挙」と「定数特例」についてを重点的に協議した。

協議の中で、「小規模町村に配慮するには、定数特例で、旧町村毎の選挙区にし、旧町村に議席を確保する方法がよい」「大きい町村だからといって議席を多くとれるとは限らない」「対等合併なのだから、選挙区を設けず本則選挙がよい」「アンケートは本則選挙が多い」など意見が出た。

さらに協議を進めた結果、「本則選挙を主張しすぎると合併が壊れるおそれがあるので、定数特例もやむをえない」等の意見が出て、「定数特例」の意見が多数を占めた。

次回は、「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と設けない場合について、検討するというようにした。

第5回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 日 時 平成15年11月27日(木) 午前10時開会 午後1時30分閉会

2 場 所 一迫町役場2階大会議室

3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局8名

4 協議経過

「定数特例」に「選挙区」を設ける場合と、設けない場合についてを重点的に協議した。

会議の中で、「小規模町村に配慮するには選挙区を設けるべきである」「選挙区を設けて一人の議席を確保することが小規模町村への配慮と言えるか疑問」「各町村から確実に議員を選出するには選挙区を設けるべきである」「栗原全体を見渡せる議員を選出するためには選挙区は不要である」「選挙区を設けないなら定数特例を選択する必要はない」等の意見が出て、意見の一致には至らなかった。

第6回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 日 時 平成15年12月11日(木) 午前9時30分開会 午後1時15分閉会

2 場 所 金成町役場3階会議室

3 出席者 小委員会委員20名
事務局9名

4 協議経過

前回重点的に協議した「定数特例」の、旧町村単位に選挙区を設ける場合と、設けない場合について再度協議した。協議では「選挙区を設けるべきとする委員の数が多いため尊重すべき」「地域審議会の設置により住民のまちづくりへの意見反映はできるので、選挙区は設けなくてよい」などの意見があった。

また、「小委員会の意見を二つ併記して合併協議会に報告してはどうか」という意見も出たが、協議の結果「小委員会の意見は一本化して協議会へ報告する」とした。

次回小委員会は、旧町村単位に選挙区を設けるかどうかについて協議し、その後に議会議員の定数を協議することとした。

第7回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成15年12月26日(金) 午後1時開会 午後5時10分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎 第5会議室
- 3 出席者 小委員会委員19名、欠席委員1名
事務局8名

4 協議経過

前回重点的に協議した「定数特例」に選挙区を設けるかどうかについて、再度協議をした結果、「旧町村単位に選挙区を設ける」ことに意見が一致した。

次に選挙区毎の定数をどうするかについて協議により、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人で計45人とする事で、意見が一致した。

また、「定数特例については最初の選挙のみということをも明文化して欲しい」「選挙区についても最初の選挙のみ」と意見があった。

次回の合併協議会の前に再度小委員会を開催し最終的な報告書を確認することとした。

第8回議会議員の定数及び任期等検討小委員会

- 1 日 時 平成16年1月15日(木) 午前11時開会 午後0時閉会
- 2 場 所 栗駒町役場 会議室
- 3 出席者 小委員会委員18名、欠席委員2名
事務局10名

4 協議経過

報告書の最終確認

3 検討結果

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。

- 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

以上、栗原地域合併協議会 議会議員の定数及び任期等検討小委員会における協議経過報告といたします。

協議第 4 1 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 1 8 年度より始まる次期計画を策定する。
- 2 保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、納期等については現行のとおりとする。
- 3 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- 4 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険事業計画及び保険料、認定審査会、要介護認定訪問調査事業
調整方針・調整内容	<p>1 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度より始まる次期計画を策定する。</p> <p>2 保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、納期等については現行のとおりとする。</p> <p>3 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>4 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p>		

項目名	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 介護保険事業計画	築館町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	若柳町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	栗駒町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	高清水町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	一迫町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	瀬峰町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	鷲沢町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	金成町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	志波姫町介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度	花山村介護保険事業計画 期間:平成15年度から平成17年度
2 介護保険料 (第1号被保険者(65歳以上))	(平成15年~平成17年度) 基準額(円/月):2,500円 第1段階(円/年):15,000円 第2段階(円/年):22,500円 第3段階(円/年):30,000円 第4段階(円/年):37,500円 第5段階(円/年):45,000円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,700円 第1段階 年額 16,200円 第2段階 年額 24,300円 第3段階 年額 32,400円 第4段階 年額 40,500円 第5段階 年額 48,600円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,700円 第1段階 年額 16,200円 第2段階 年額 24,300円 第3段階 年額 32,400円 第4段階 年額 40,500円 第5段階 年額 48,600円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,400円(月額) 第1段階 年額 14,400円 第2段階 年額 21,600円 第3段階 年額 28,800円 第4段階 年額 36,000円 第5段階 年額 43,200円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,600円(月額) 第1段階 年額 15,600円 第2段階 年額 23,400円 第3段階 年額 31,200円 第4段階 年額 39,000円 第5段階 年額 46,800円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,500円(月額) 第1段階 年額 15,000円 第2段階 年額 22,500円 第3段階 年額 30,000円 第4段階 年額 37,500円 第5段階 年額 45,000円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,600円(月額) 第1段階 年額 15,600円 第2段階 年額 23,400円 第3段階 年額 31,200円 第4段階 年額 39,000円 第5段階 年額 46,800円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,700円(月額) 第1段階 年額 16,200円 第2段階 年額 24,300円 第3段階 年額 32,400円 第4段階 年額 40,500円 第5段階 年額 48,600円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,000円(月額) 第1段階 年額 12,000円 第2段階 年額 18,000円 第3段階 年額 24,000円 第4段階 年額 30,000円 第5段階 年額 36,000円	(平成15年~平成17年度) 基準額:2,700円(月額) 第1段階 年額 16,200円 第2段階 年額 24,300円 第3段階 年額 32,400円 第4段階 年額 40,500円 第5段階 年額 48,600円
保険料の設定	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5	第1段階:月額 基準額×0.5 第2段階:月額 基準額×0.75 第3段階:月額 基準額×1.0 第4段階:月額 基準額×1.25 第5段階:月額 基準額×1.5
納付方法・納期	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収は、口座振替は行っていない。 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月	納付方法 第1号被保険者: 特別徴収(年金天引き) 普通徴収(窓口・口座振替) 第2号被保険者: 保険料上乘せ方式 納期 6期 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月 第5期 12月 第6期 2月
3 認定審査会	1次審査 2次審査 築館町・志波姫町介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 瀬峰町・高清水町地域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 瀬峰町・高清水町地域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 築館町・志波姫町介護認定審査会で認定審査	1次審査 2次審査 栗原地域広域介護認定審査会で認定審査
4 要介護認定訪問調査事業	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・保健師が調査。調査員雇用なし。ただし、県外等の施設に入所している方については、委託契約をしている。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・町在宅介護支援センター職員 保健師2名、看護士1名 介護保険係、臨時職員1名 ・その他事業所委託	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・町保健師、1名の臨時職員(准看護師資格)を調査員として雇用し調査している。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・臨時職員の雇用なし。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・臨時職員の雇用なし。 町の保健師、委託契約をしている一迫町社会福祉協議会と宮城福祉会の介護支援専門員が調査。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・臨時職員の雇用なし。 遠隔地については、調査を委託。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・町職員と委託先の社会福祉協議会の介護支援専門員が調査。	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・町在宅介護支援センター職員 町職員 ・その他事業所委託	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・新規申請者は、町保健師3名が調査 ・更新申請者は、委託先の千葉福祉会の職員が調査	介護保険訪問調査 保険者である町がその責任と権限に基づき、「介護が必要な状態にあるかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす重要な業務である。保険給付や保険料にも影響を及ぼすので、統一性と公平性の確保が大前提である。 ・臨時職員の雇用なし。 村看護士2名、村診療所看護師3名で調査

栗原地域合併協議会の調整内容

参 考 事 項	
<p>関係法令 介護保険法(平成9年法律第123号):抜粋 (被保険者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)を定めるものとする。 (市町村介護保険事業計画) 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。 (第2項～第5項省略) 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。 (保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第3号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見直し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p>	<p>(第4項省略) 第131条 第129条の保険料の徴収については、第135条の規定により特別徴収(国民年金法(昭和34年法律第141号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和29年法律第116号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの(以下「老齢退職年金給付」という。)の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた第1号被保険者又は当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第1号被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法第231条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。 (普通徴収に係る保険料の納付義務) 第132条 第1号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。 2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第1号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。 3 配偶者の一方は、市町村がだいい号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連携して納付する義務を負う。 (普通徴収に係る保険料の納期) 第133条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。</p>

<p>【先 進 事 例】 中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会(平成15年4月1日合併:構成3町:加美町) (1)介護保険料 第1号被保険者の保険料については、合併まで介護保険事業計画策定の中で調整し、統一する。 第1号被保険者の普通徴収納期及び賦課期日は、国民健康保険税と同一とする。 (2)介護給付費準備基金は、合併時に全額を持ち寄る。 (3)介護保険事業計画は、3町の事業計画を新町に引き継ぐ。 (4)被保険者の資格管理は、現行のとおりとする。 (5)給付管理は、現行のとおりとする。 (6)要介護認定事務は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>登米地域合併協議会(平成17年3月22日合併予定:構成9町) (1)介護保険料については、次期介護保険事業計画に基づき再算定し、平成18年度の保険料から統一する。 (2)第1号被保険者の普通徴収の納期については、国民健康保険税と同一とする。 (3)保険料の減免制度については、条例での取扱いを統一し新市に引き継ぐものとし、利用者負担軽減措置事業並びに旧措置者の継続事業等の制度については制度存続期間は新市においても継続実施する。 (4)介護保険事業財政調整基金については、各町の介護保険事業計画によるものとし、合併時の残額を持ち寄るものとする。 (5)介護保険事業計画については、平成18年度から始まる次期計画より統一する。 (6)要介護認定事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>(1)介護保険事業計画 介護保険事業については、統一して策定し、新市において実施する。 (2)第1号被保険者の介護保険料 ア 保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、適正な保険料を定め統一する。 イ 保険料の端数処理については、100円未満を切り捨てるものとする。 ウ 普通徴収の納期については、安田町の納期とするが、第6期の納期については、2月16日から2月末日とする。 エ 保険料の延滞金については、安田町、水原町の制度に統一する。</p> <p>徳島県麻植郡合併協議会(平成16年10月1日合併予定:構成3町1村:吉野川市) 介護保険事業の取り扱い (1)市町村介護保険事業計画については、4町村の介護保険事業計画を調整し、合併時に新市の介護保険事業計画を策定する。 (2)第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は現行の保険料を適用し、平成18年度以降については、新市において調整する。 ・被保険者の資格管理等にかかわる事務 (1)住基異動に伴う被保険者台帳の更新処理については、住基システムと介護システムを連動させ自動的に処理する。 (2)65歳到達処理については、翌週に処理し被保険者証を郵送する。賦課については、月2回処理し月割り賦課の納入通知書、納付書を郵送する。 (3)被保険者証の再交付については、再交付申請書を提出してもらい事務処理システムにより「再交付」を印字して交付する。 ・要介護認定、要支援認定にかかわる事務(1) 認定調査については、専任職員が行う直営と委託の併用とし、委託料については、当面は現行のとおりとする。 ・要介護認定、要支援認定にかかわる事務(2)</p>	<p>(1)主治医意見書については、主治医へ郵送し返信用封筒で返送してもらう。 (2)認定審査会については、新市においても徳島中央広域連合の共同処理事務の取り扱いとする。 (3)認定情報の開示については、新市の情報公開条例により開示する。 (4)コピーする場合は、新市の手数料条例により徴収する。 (5)認定調査員の研修については、従来どおり県実施の研修会に参加する。 ・保険給付にかかわる事務 (1)国保連合会への委託事務については、新市で導入する介護保険事務処理システムの方式による取り扱いとするが、保険給付に係る事務については、4町村に相違がないため現行のとおりとする。 (2)訪問介護利用者の負担軽減措置については、新市で実施要綱を策定する。 ・市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務(1) 現行の介護保険計画を調整のうえ、合併時に新市の介護保険計画を策定し、平成17年度まで適用する。 ・市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務(2) 介護保険事業計画書策定に伴う実態調査及び策定委員会については、新市において調整する。 ・保険料の徴収にかかわる事務 (1)第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は現行の保険料を適用し、平成18年度以降については、新市において調整する。 (2)転入者についても旧町村の区域による保険料で徴収する。 (3)第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 (4)65歳到達者の徴収方法については、現行のとおりとする。</p>
---	--	---

新潟県北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年4月1日合併予定:構成2町2村:阿賀野市)
介護保険事業において4町村差異のあるものについては、次のとおりとする。ただし、第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度において、それぞれ旧町村の制度を適用する。

協議第 4 2 号

農林水産関係事業（その 2）について

農林水産関係事業（その 2）について、次のとおり提案する。

平成 16 年 1 月 15 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

農林水産関係事業（その 2）について

- 1 国営・県営事業については、農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- 4 国営造成施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 災害復旧事業のうち農地災害の受益者負担については、国の補助基準に準じて合併時まで調整する。
- 6 土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	農林水産関係事業(その2)	関係項目	農村整備事業
調整方針・調整内容	1 国営・県営事業については、農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。 4 国営造成施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 5 災害復旧事業のうち農地災害の受益者負担については、国の補助基準に準じて合併時まで調整する。 6 土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時まで調整する。		

参 考 事 項										
項 目 名	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1. 国営・県営事業										
国営かんがい排水事業	迫川上流地区1・2期	迫川上流地区1・2期	迫川上流地区1・2期	なし	迫川上流地区1・2期	なし	迫川上流地区1・2期	迫川上流地区1・2期	迫川上流地区1・2期	なし
・事業計画年度	1期:S51~H8 2期:H3~H17	1期:S51~H8 2期:H3~H17	1期:S51~H8 2期:H3~H17		1期:S51~H8 2期:H3~H17		1期:S51~H8 2期:H3~H17	1期:S51~H8 2期:H3~H17	1期:S51~H8 2期:H3~H17	
・国・県・町村土地改良区施行の別	国	国	国		国		国	国	国	
・負担区分	国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%	国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%	国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%		国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%		国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%	国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%	国66.67%、県20.93~25.33%、町村6~12.4%	
県営かんがい排水事業	迫川上流3期・4期	迫川上流地区・2期・3期	迫川上流地区・4期	小山田川沿岸地区	迫川上流3期	小山田川沿岸地区	迫川上流4期	迫川上流地区	迫川上流2期・3期	なし
・事業計画年度	3期:S62~H22 4期:S63~H16	上流:S58~H22 2期:S61~H16 3期:S62~H22	上流:S58~H22 4期:S63~H16	S52~H15	S62~H22	S52~H15	S63~H16	S59~H21	2期:S61~H16 3期:S62~H22	
・国・県・町村土地改良区施行の別	県	県	県	県	県	県	県	県	県	
・負担区分	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	国50%、県30%、町20%	国50%、県30%、町20%	国50%、県30%、町20%	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	国50%、県30%、町村10%、受益者10%	
ほ場整備事業・担い手育成型・区画整理	ほ場整備事業(担い手育成型)八沢地区	ほ場整備事業(担い手育成型)下畑岡地区	担い手育成基盤整備事業 尾松第1地区	ほ場整備事業(担い手育成型)上沢田地区	県営担い手育成基盤整備事業 王沢地区	県営ほ場整備事業(担い手育成型)大里地区	担い手育成基盤整備事業 尾松第2地区	ほ場整備事業(担い手育成型)川北地区	県営ほ場整備事業(担い手育成型)中沖地区	なし
・事業計画年度	H7~H16	H8~H17	H11~H23	H11~H18	H9~H23	H9~H23	H15~H20	H10~H25	H10~H17	
・国・県・町村土地改良区施行の別	県	県	県	県	県	県	県	県	県	
・負担区分	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	
	ほ場整備事業(担い手育成型)芋埜地区	ほ場整備事業(担い手育成型)川北地区	担い手育成基盤整備事業 渡丸地区		県営担い手育成基盤整備事業 愛宕地区	県営ほ場整備事業(担い手育成型)富地区		ほ場整備事業(担い手育成型)金生地区	県営ほ場整備事業(担い手育成型)杭ヶ浦地区	
・事業計画年度	H13~H22	H10~H27	H12~H20		H10~H15	H9~H18		H12~H24	H14~H21	
・国・県・町村土地改良区施行の別	県	県	県		県	県		県	県	
・負担区分	国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%		国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%		国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%	
		ほ場整備事業(担い手育成型)新田地区	担い手育成基盤整備事業 芋埜地区		県営担い手育成基盤整備事業 一本杉地区	県営ほ場整備事業(担い手育成型)上沢田地区		経営体育成基盤整備事業 県営土地改良事業(区画整理)沢辺地区		
・事業計画年度		H11~H20	H13~H22		H10~H18	H11~H18		H15~H20		
・国・県・町村土地改良区施行の別		県	県		県	県		県		
・負担区分		国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%		国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県35%、町10%、受益者5%		国50%、県32.5%、町10%、地元7.5%		
		ほ場整備事業(担い手育成型)川北2期地区	担い手育成基盤整備事業 尾松第2地区							
・事業計画年度		H11~H28	H15~H20							
・国・県・町村土地改良区施行の別		県	県							
・負担区分		国50%、県35%、町10%、受益者5%	国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%							

参 考 事 項

項 目 名	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
・事業計画年度		県営ほ場整備事業(担い手育成型)金生地区 H12～H24								
・国・県・町村土地改良区施行の別		県								
・負担区分		国50%、県35%、町10%、受益者5%								
・事業計画年度		県営ほ場整備事業(担い手育成型)杭ヶ浦地区 H14～H21								
・国・県・町村土地改良区施行の別		県								
・負担区分		国50%、県32.5%、町10%、受益者7.5%								
・事業計画年度		県営ほ場整備事業(担い手育成型)新蒲地区 H10～H17								
・国・県・町村土地改良区施行の別		県								
・負担区分		国50%、県35%、町10%、受益者5%								
・事業計画年度		県営ほ場整備事業(担い手育成型)南谷地地区 H7～H20								
・国・県・町村土地改良区施行の別		県								
・負担区分		国50%、県35%、町10%、受益者5%								
県営土地改良総合整備事業	なし	なし	県営土地改良総合整備事業 森・菱沼地区 H6～H18	県営土地改良総合整備事業 萱刈地区 H8～H17	なし	なし	なし	なし	県営土地改良総合整備事業 間海地区 H9～H23	なし
・事業計画年度										
・国・県・町村土地改良区施行の別			県	県					県	
・負担区分			国50%、県30%、町10%、受益者10%	国45%、県33%、町10%、受益者12%					国45%、県33%、町17%、受益者5%	
基盤整備促進事業	基盤整備促進事業 大日向地区 H10～H16	なし	基盤整備促進事業 西沢地区 H8～H15	なし	基盤整備促進事業 滝野地区 H13～H15	なし	なし	なし	基盤整備促進事業 堀口台地区 H15～H17	なし
・事業計画年度										
・国・県・町村土地改良区施行の別	町		町		町				町	
・負担区分	国50%、県18%、町32%		国55%、県18%、町27%		国55%、県15%、町30%				国50%、県15%、町35%	
・事業計画年度			基盤整備促進事業 片子沢地区 H11～H18		基盤整備促進事業 明神地区 H14～H16					
・国・県・町村土地改良区施行の別			町		町					
・負担区分			国55%、県18%、町27%		国55%、県15%、町30%					
・事業計画年度			農用地等集団化事業 栗原地区 H14～H15		基盤整備促進事業 一迫町地区 H11～H16					
・国・県・町村土地改良区施行の別			町		町					
・負担区分			国55%、県18%、町27%		国55%、県18%、町27%					
・事業計画年度					基盤整備促進事業 北河原地区 H11～H16					
・国・県・町村土地改良区施行の別					町					
・負担区分					国55%、県15%、町30%					

参 考 事 項

項 目 名	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
4. 国営造成施設				なし		なし				なし
・事業内容	一の堰頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業		一の堰頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業				一の堰頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業	一の堰頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業		
・事業計画年度	H10～		H10～				H10～	H10～		
・国・県・町村土地改良区 施行の別	町		町				町	町		
・負担区分	国30%、県30%、町40%		国30%、県30%、町40%				国30%、県30%、町40%	国30%、県30%、町40%		
・事業内容		板倉頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業								
・事業計画年度		H10～								
・国・県・町村土地改良区 施行の別		町								
・負担区分		国30%、県30%、町40%								
・事業内容	伊豆野頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業	伊豆野頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業			伊豆野頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業				伊豆野頭首工 国営迫川上流農業水利事業により造成された施設の維持管理事業	
・事業計画年度	H10～				H10～				H10～	
・国・県・町村土地改良区 施行の別	町	町			町				町	
・負担区分	国30%、県30%、町40%	国30%、県30%、町40%			国30%、県30%、町40%				国30%、県30%、町40%	
5. 農地・農業用施設災害復旧事業	・農地災害の受益者負担は原則1/2。補助率増高により変動する。 ・平成14年度農地災害復旧事業、沖富他1地区4,065千円(受益者負担はなし)	・農地災害は、実施していない。 実施の際は、農地・農業用施設災害復旧事業要項による。 ・平成14年度農業用施設災害復旧事業8箇所25,642千円。 本町の災害における対応は、職員が町中を巡回し確認している。 また、町民、区長からの報告により対応している。	・農地災害は農業施設災害と合併施行の場合、補助事業のみ事業実施。受益者負担はなし。農地のみの単独の場合は実施していない。	なし	・農地災害の受益者負担は原則1/2。補助率増高により変動する。	・農地災害は、実施していない。実施の際は、農地・農業用施設災害復旧事業要項による。 ・平成14年度の農業用施設災害復旧事業(国65%、町35%) 4箇所10,381千円。 受益者負担はなし。 本町の災害における対応は、職員が町中を巡回し確認している。 また、町民、区長からの報告により対応している。	・農地災害は、最大工事費の20%個人負担。補助率増高により変動する。 ・平成14年度事業は、農地災害4箇所3,958千円。 ただし、二分の一工法等により農地と施設が同一の場所であるときは、農地分についても町の負担とする。 ・農業用施設災害復旧事業平成14年度は、12箇所28,855千円。 ・本町の災害における対応は、職員が町中を巡回し確認している。 また、町民、区長からの報告により対応している。	・農地災害は、農業用施設災害の影響で被災した場合に限り農家負担無しで復旧している。 ・農業用施設災害は、補助要項のとおり実施	・本町は現在農業用施設災害だけ申請している。農地災害に関しては農家の負担があるため、農家個人が安価な方法で復旧している状況である。農地災害は未実施であるが、負担は国庫補助残が受益者負担となる。	・本村は現在農業用施設災害だけ申請している。農地災害に関しては農家へ重機の無償貸し出しを行い農家負担の軽減を図っている。

協議第43号

環境衛生関係事業について

環境衛生関係事業について、次のとおり提案する。

平成16年 1月15日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

環境衛生関係事業について

- 1 環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 3 ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。
- 4 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 5 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	環境衛生関係事業	関係項目
調整方針・調整内容	<p>1 環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>3 ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。</p> <p>4 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>5 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>	

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 環境基本計画	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1.計画策定状況 平成15年度内策定完了予定	該当なし	該当なし	該当なし
2 一斉清掃	<p>1.実施状況 年2回 ・「クリーンアップつきだて運動、春・秋の一斉大掃除(4月、9月)」</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・衛生組合単位で美化活動を実施 ・単位衛生組合長に依頼 ・組合員による道路、河川の清掃活動実施</p>	<p>1.実施状況 年3回 ・「町内一斉清掃」(6月) ・「空き缶・空きビン等散乱ごみ清掃」(10月・3月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・各行政区で、美化活動を実施。 ・各区長並びに衛生組合長に依頼 ・団体による道路や河川等の清掃活動実施</p>	<p>1.実施状況 年2回 ・「町内一斉清掃」(4月、9月) ・側溝汚泥処理、空き缶等ごみ拾い</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・各行政区で、美化活動を実施。 ・各区長並びに衛生組合長に依頼 (町公衆衛生組合連合会共催)</p>	<p>1.実施状況 年1回 ・「環境月間」に伴う町内一斉清掃(6月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・町内19衛生組合が一斉に清掃活動を実施〔ごみ拾い、草刈〕 (町・公衛連共催事業)</p>	<p>1.実施状況 年1回 ・一迫町健康まつりに伴う町内一斉清掃(6月) (クリーン作戦)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・町内42公衆衛生組合毎に美化活動を実施 ・単位衛生組合長に依頼</p>	<p>1.実施状況 年2回 ・道路愛護作業(5月・9月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・各行政区で活動を実施、各区長に依頼(瀬峰町道路愛護協会と瀬峰町公衆衛生組合連合会共催)</p>	<p>1.実施状況 年1回 ・町内一斉清掃(4月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・毎年4月に、町内全行政区において一斉清掃を実施 ・実施にあたっては公衆衛生組合長に依頼</p>	<p>1.実施状況 年1回 ・「環境月間」(5月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・各行政区で美化活動を実施、各区長に依頼</p>	<p>1.実施状況 年2回 ・町内一斉清掃(3月・7月)</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・毎年3月・7月の第3日曜日 ・一斉清掃を実施</p>	<p>1.実施状況 年1回 ・河川清掃</p> <p>2.実施内容・方法・体制等 ・団体による河川の清掃活動の実施</p>
3 ごみ集積所設置補助	<p>1.助成対象 一般廃棄物集積所設置にかかった経費を地区衛生組合単位で助成</p> <p>2.助成方法 地区衛生組合長に申請書を提出してもらう</p> <p>3.助成金額 費用の1/3(上限50,000円)</p>	<p>1.助成対象 ごみの収集場所(ステーション)の新設にかかった費用の一部を助成</p> <p>2.助成方法及び給付方法 1)区長並びに衛生組合長に申請書を提出してもらう。 (かかった費用がわかる請求書を添付) 2)給付は窓口払</p> <p>3.助成金額 費用の2/3(上限200,000円)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1.助成対象 ごみの収集場所(ステーション)の新設や移設にかかった費用を、地区単位で助成</p> <p>2.助成方法及び給付方法 1)区長に申請書を提出してもらう。 (その際、かかった費用がわかる領収書を添付) 2)給付は口座振替</p> <p>3.助成金額 補助対象基本額の1/3補助(上限なし)</p>	該当なし	該当なし	<p>1.助成対象 ごみ集積所(ステーション)の新設の場合</p> <p>2.助成方法及び給付方法 1)集積所利用者の代表及び衛生組合長の連名で申請書を提出してもらう。(その際、費用がわかる見積書を添付) 2)給付は窓口払・口座振替どちらでも可</p> <p>3.助成金額 費用の1/2(上限200,000円)</p>	該当なし
4 公衆衛生組合等	築館町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:45組合	若柳町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:40組合	栗駒町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:51組合	高清水町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:19組合	一迫町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:42組合	瀬峰町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:29組合	鷲沢町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:21組合	金成町公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:25組合	志波姫町衛生組合連合会 ・単位組合数:17組合	花山村公衆衛生組合連合会 ・単位組合数:14組合
5 一般廃棄物の収集運搬、処分	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 369カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週1~2回 ・不燃ごみ:月1回~2回 ・資源ごみ:月3回・可燃ごみ ・粗大ごみ:許可業者で随時</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 181カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週1~2回 ・不燃ごみ:月1~3回 ・資源ごみ:月2回 ・粗大ごみ:年1回町の委託業者による申込み制の回収</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 189カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週1~3回 ・不燃ごみ:月1回~5回 ・資源ごみ:月2回 ・粗大ごみ:栗駒町公衆衛生組合連合会で実施(年7回)</p>	<p>1.収集体制 ・委託(収集車輻貸与)</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 66カ所 うち資源ごみ収集ステーション 51カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週2回 ・不燃ごみ:1回/2週 ・資源ごみ:1回/2週 ・粗大ごみ:許可業者で随時</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・可燃・不燃ごみステーション 218カ所 資源ごみステーション166カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ、不燃ごみ:週1~2回 ・資源ごみ:月1回 ・粗大ごみ:年2回町の委託業者による申込み制の回収</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 80カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ、資源ごみ:週2回 ・不燃ごみ、資源ごみ:月1回 ・資源ごみ:月1回 ・粗大ごみ:許可業者で随時</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 89カ所 うち資源ごみ収集ステーション 32カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週1~2回 ・不燃ごみ:月1回 ・資源ごみ:月1回 ・粗大ごみ:なし</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 167カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週2回 ・不燃ごみ:月1回 ・資源ごみ:月1回 ・粗大ごみ:なし</p>	<p>1.収集体制 ・委託(バッカー車貸与)</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 110カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週3回 ・不燃ごみ:月1回 ・資源ごみ:月1回 ・粗大ごみ:なし</p>	<p>1.収集体制 ・委託</p> <p>2.収集方式 ・ごみステーション 84カ所</p> <p>3.収集回数 ・可燃ごみ:週2回 ・不燃ごみ:1回/2週 ・資源ごみ:月3回 ・粗大ごみ:年3回</p>

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託((有)高橋清掃)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(若柳清掃有限会社)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託((有)栗駒清掃)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託 可燃ごみ、不燃ごみ:千葉繁喜 資源ごみ:高橋商店 粗大ごみ:高橋商店</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(高橋商会)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(菅原産業細倉運輸(株))</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(金成清掃)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(仙北丸一総業)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>	<p>4. 運搬・処理 ・収集運搬:委託(花山村地域振興公社・(有)高橋商店)</p> <p>・最終処分:栗原クリーンセンター・最終処分場</p>
	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・栗原リサイクル事業協同組合 ・東北リサイクル事業協同組合 ・仙北丸一総業</p>	<p>5. 資源ごみの処理方法 ・ペットボトル:栗原リサイクル事業協同組合で保管、日本容器包装リサイクル協会で処理 ・ペットボトル以外:栗原リサイクル事業協同組合で処理</p>

協議第44号

その他の福祉事業について

その他の福祉事業について、次のとおり提案する。

平成16年 1月15日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

その他の福祉事業について

- 1 乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。
- 2 心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。
- 3 母子(父子)家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。
- 4 敬老会事業については、築館町の例により合併時までに調整する。
- 5 福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	その他の福祉事業	関 係 項 目
調整方針・調整内容	1 乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。 2 心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。 3 母子(父子)家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。 4 敬老会事業については、築館町の例により合併時までに調整する。 5 福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	

協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 乳幼児医療費助成事業	1、助成対象者 通院 0歳～満4歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 382名 助成件数 4,871件 助成額 11,292,509円 (町単独 H15より実施) 通院4歳 助成件数 - 件 助成額 - 円	1、助成対象者 通院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 611名 助成件数 2,946件 助成額 8,421,887円 (町単独 H15より実施) 通院4～6歳 助成件数 - 件 助成額 - 円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 534名 助成件数 2,840件 助成額 7,030,016円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満12歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 220名 助成件数 1,317件 助成額 3,581,183円 (町単独) 入院7～12歳 助成件数 3件 助成額 42,840円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費の1/2(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 343名 助成件数 2,120件 助成額 5,789,845円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 9件 助成額 23,010円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 296名 助成件数 1,425件 助成額 5,401,037円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 178名 助成件数 851件 助成額 2,249,721円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 348名 助成件数 1,982件 助成額 4,858,236円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 15件 助成額 29,640円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 324名 助成件数 1,726件 助成額 4,192,518円	1、助成対象者 通院 0歳～満3歳に達する日の属する月の末日までの者 入院 0歳～満6歳に達する日以後の年度未までの者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 52名 助成件数 181件 助成額 457,561円
2 心身障害者医療費助成事業	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 290名 助成件数 4,689件 助成額 21,987,564円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 311名 助成件数 4,554件 助成額 17,468,742円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 359名 助成件数 4,165件 助成額 25,697,227円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 115名 助成件数 1,255件 助成額 6,702,114円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費の1/2(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 189名 助成件数 2,600件 助成額 1,3743,624円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 50件 助成金額 525,135円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 188名 助成件数 1,630件 助成額 7,650,984円 (町単独) 障害基礎年金の1級該当者 対象者 18名 助成件数 196件 助成金額 3,595,199円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 56名 助成件数 858件 助成額 3,931,459円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 186名 助成件数 2,586件 助成額 12,208,438円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 64件 助成金額 977,940円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 165名 助成件数 1,891件 助成額 11,300,902円	1、対象者 ・特別児童扶養手当1級該当者 ・療育手帳A所持者、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている者 ・身体障害者手帳1、2級所持者及び3級の内部障害者 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 34名 助成件数 362件 助成額 2,340,198円
3 母子(父子)家庭医療費助成事業	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 245名 助成件数 1,310件 助成額 3,317,460円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 233名 助成件数 638件 助成額 1,935,000円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 125名 助成件数 454件 助成額 1,353,602円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 63名 助成件数 227件 助成額 907,957円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費の1/2(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 107名 助成件数 251件 助成額 977,000円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 1件 助成金額 2,340円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 99名 助成件数 303件 助成額 917,821円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 72名 助成件数 252件 助成額 587,211円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費(町単独) 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 106名 助成件数 354件 助成額 749,161円 (町単独 10月から) 入院時食事療養費助成 助成件数 0件 助成額 0円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 110名 助成件数 314件 助成額 583,948円	1、対象者:母子家庭・父子家庭・両親のいない子 2、助成対象 ・医療費自己負担分 ・入院時食事療養費を除く 3、H14実績 (県補助対象) 対象者 21名 助成件数 37件 助成額 90,344円

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
4 敬老会事業	1、対象:75歳以上 2、記念品:75歳以上、90歳者 3、敬老祝い金 88歳: 10,000円 90歳以上: 5,000円 100歳: 500,000円 101歳以上: 20,000円 平成16年1月1日より施行	1、対象:数え年77歳以上 2、記念品:数え年77・88・100歳以上 3、敬老祝い金 88歳以上 3,000円 特別敬老祝金 100歳 200,000円 (介護者100,000円 本人100,000円)	1、対象:77歳以上の高齢者 2、記念品:77歳以上 全員 3、敬老祝い金 敬老祝い金:88歳 5,000円 (H15実績 340,000円) 特別敬老祝い金: 100歳以上200,000円	1、対象:75歳以上 2、記念品:75歳以上全員 3、敬老祝い金 80歳～89歳 5,000円 90歳～99歳 10,000円 100歳特別敬老祝金 1,000,000円 100歳以上 50,000円	1、対象:75歳以上 2、記念品:75歳以上・80・90・91歳以上 3、敬老祝い金 80歳以上 3,000円 特別敬老祝金 100歳 1,000,000円	1、対象:75歳以上 2、記念品:77・88・90歳以上 3、敬老祝い金 80歳～87歳以上 3,000円 88歳以上 5,000円 98～99歳 100,000円 特別敬老祝金 100歳 300,000円 100歳以上 祝品	1、対象:75歳以上 2、記念品:77・79・89・89歳以上 3、敬老祝い金 75歳以上80歳未満3,000円 80歳以上 5,000円 特別敬老祝金 100歳 1,000,000円	1、対象:75歳以上 2、記念品 75歳以上全員 800円相当 90歳 5,000円 91歳以上全員 5,000円 3、敬老祝い金 77歳 10,000円 88歳 30,000円 99歳 50,000円 100歳 1,000,000円	1、対象:75歳以上 2、記念品:招待者全員、親子健在、夫婦健在 3、敬老祝い金 77歳 10,000円 88歳 20,000円 90歳～94歳 10,000円 95歳～99歳 50,000円 100歳以上 100,000円 (老人福祉施設入所者 10,000円) 但し95歳以上で平成14年度に 100,000円を支給されたものは 経過措置としてそのまま支給)	1、対象:72歳以上(14年度) 2、記念品:75・80・90歳以上 ・最高齢者 3、敬老祝い金 77歳 10,000円 80歳以上 3,000円 88歳 30,000円 100歳 1,000,000円 101歳以上 50,000円
5 福祉バス運行事業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	町単事業 1、運行日:火、金 2、利用料:無料 3、運営:町 運転業務は金成町地域振興公 社へ委託 4、H14委託料:891,000円 5、H14利用実績:2,504人	なし	町単事業 1、運行日:火、水 2、利用料:無料 3、運営:町 運転業務は花山村地域 振興公社へ委託 4、H14委託料:2,092,104円 5、H14利用実績:2,824人

社会教育事業について

社会教育事業について、次のとおり提案する。

平成16年 1月15日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

社会教育事業について

- 1 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- 2 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。
- 3 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。
- 4 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。
- 5 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 6 社会体育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。
- 8 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。
- 9 入館料、観覧料については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	社会教育事業	関係項目
調整方針・調整内容	1 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。 2 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。 3 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。 4 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。 5 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 6 社会体育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	7 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。 8 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。 9 入館料、観覧料については、合併時まで調整する。

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 社会教育団体等										
青年団体	築館町連合青年団 補助金:なし 事務局:団体	若柳町連合青年団 補助金:45,000円 事務局:団体	栗駒町連合青年団 補助金:96,000円 事務局:団体	該当なし	一迫、長崎、金田地区青年会(団) 補助金:なし 事務局:団体 一迫町青年団体連絡協議会 補助金:なし 事務局:団体	該当なし	鶯沢町青年団 補助金:100,000円 事務局:団体	該当なし	志波姫町青年会 補助金:90,000円 事務局:団体	花山村青年会 補助金:45,000円 事務局:団体
PTA連合会	築館町PTA連絡協議会 補助金:なし 事務局:築館中学校内	若柳町PTA連合会 補助金:20,000円 事務局:団体	栗駒町PTA連合会 補助金:なし 事務局:団体	該当なし	一迫町立小中学校PTA連絡協議会 補助金:青少年健全育成町民会議から50,000円 事務局:団体 一迫高等学校PTA・教育振興会 連絡協議会 補助金:なし 事務局:団体	該当なし	鶯沢町3校PTA連絡協議会 補助金:なし 事務局:団体 鶯沢町高等学校PTA連絡協議会 補助金:なし 事務局:団体	金成町PTA連絡協議会 補助金:0円 事務局:会長所属のPTA事務局	該当なし	該当なし
婦人会	築館町婦人会 補助金:64,000円 事務局:団体 築館町生活学校 補助金:40,000円 事務局:団体	若柳町連合婦人会 補助金:90,000円 事務局:団体	栗駒町連合婦人会 補助金:170,000円 事務局:団体	高清水町婦人会 補助金:80,000円 事務局:団体	一迫町連合婦人会 補助金:54,000円 事務局:団体 一迫町四地区婦人会 補助金:なし 事務局:団体	瀬峰町婦人の会 補助金:87,000円 事務局:団体	鶯沢町婦人会 補助金:300,000円 事務局:団体	金成町連合婦人会 補助金:80,000円 事務局:団体	志波姫町婦人会 補助金:300,000円 事務局:町(教育課)	花山村婦人会 補助金:54,000円 事務局:団体
子ども会育成会	築館町子ども会育成会 補助金:なし 事務局:教育委員会	若柳町子ども会育成連合会 補助金:90,000円 事務局:教育委員会	栗駒町子ども会育成会 補助金:なし 事務局:教育委員会	高清水町子ども会 補助金:220,000円 事務局:教育委員会	一迫町子ども会育成親の会連合会 補助金:青少年健全育成町民会議から170,000円 事務局:教育委員会	瀬峰町子ども会育成会 補助金:91,000円 事務局:教育委員会	鶯沢町子ども会育成会 補助金:100,000円 事務局:教育委員会	金成町子ども会育成会 補助金:48,000円 事務局:教育委員会	該当なし	花山村子ども会育成会 補助金:45,000円 事務局:教育委員会
芸術文化協会	築館町文化芸術協会 補助金:108,000円 事務局:公民館	若柳町芸術協会 補助金:なし 事務局:町(教育委員会)	栗駒町芸術文化協会 補助金:300,000円 事務局:団体	高清水町芸術文化協会 補助金:152,000円 事務局:団体	一迫町文化協会 補助金:270,000円 事務局:団体	瀬峰町文化協会 補助金:144,000円(協会) :361,500円(文化祭助成金) 事務局:団体・町	鶯沢町町文化芸術協会 補助金:436,000円 事務局:団体	金成町芸術文化協会 補助金:80,000円 事務局:団体	志波姫町芸術文化協会 補助金:250,000円 事務局:町	該当なし
体育協会	築館町体育協会 補助金:810,000円 事務局:団体	若柳町体育協会 補助金:900,000円 事務局:町	栗駒町体育協会 補助金:1,170,000円 事務局:社会体育係	高清水町体育協会 補助金:670,000円 事務局:団体	一迫町体育協会 助成費:1,134,000円 事務局:団体	瀬峰町体育協会 補助金:722,000円 事務局:団体・町	鶯沢町体育協会 補助金:433,000円 事務局:町	金成町体育協会 補助金:300,000円 事務局:町	志波姫町体育協会 補助金:576,000円 事務局:町(教育課)	花山村体育協会 補助金:135,000円 事務局:公民館
スポーツ少年団	築館町スポーツ少年団本部 補助金:240,000円 事務局:町	若柳町スポーツ少年団本部 補助金:400,000円 事務局:町	栗駒町スポーツ少年団本部 補助金:なし 事務局:町	高清水町スポーツ少年団 補助金:120,000円 事務局:団体	一迫町スポーツ少年団本部 補助金:一迫町体育協会から318,000円 事務局:町	瀬峰町スポーツ少年団 補助金:なし 事務局:町	名称:鶯沢町スポーツ少年団 補助金:250,000円 事務局:町	名称:金成町スポーツ少年団 補助金:100,000円 事務局:町	名称:志波姫町スポーツ少年団 補助金:320,000円 事務局:町	名称:花山スポーツ少年団 補助金:40,000円 (体育協会より) 事務局:村
2 文化芸術事業	事業計画(ホール棟) ・演劇鑑賞事業 ・音楽鑑賞事業 ・伝統芸能鑑賞事業 ・芸術銀河主催、共催事業 ・幼、小、中学校芸術鑑賞会 ・その他鑑賞事業 展示事業(交流棟) ・河北美術展栗原展 ・栗原郡絵画小品展「みてけらいん美術展」 ・栗原工芸展 ・宮城水彩展栗原展 ・宮城県芸術祭「栗原展」 ・栗原郡美術展 ・栗原郡書道展 ・みちのく神楽大会 ・町文化芸術祭	・町民文化祭 ・芸能祭 ・書き初め会・書き初め展 ・若柳総合文化センター主催事業 演劇鑑賞事業 音楽鑑賞事業 文化講演会 小中学校芸術鑑賞支援事業 わかやなぎ音楽祭 ダンスフェスティバル バンドフェスティバル 春の祭典 文化創造祭典事業(よさこい踊り)	・ふれあいフェスティバル ・芸能発表会	・高清水町生涯学習祭 ・作品展示会 ・高清水町神楽保存会発表会	・一迫町文化講演会 ・一迫町総合文化祭 ・一迫町芸能文化祭	・瀬峰町民文化祭(展示発表) ・瀬峰町民文化祭(ステージ発表)	・町民文化祭 ・芸能発表会 ・囲碁・将棋大会 ・さつき盆栽祭 ・菊盆栽祭 ・梅盆栽祭	・町民文化祭 ・神楽鑑賞会 ・けやきギャラリー ・けやきステージ	・町民文化祭 ・神楽鑑賞会(町芸文主催) ・町民芸能祭(町芸文主催) ・古美術展示会(芸文主催) ・囲碁将棋大会(芸文主催) ・くりこま高原菊花展	・花山村合同文化祭 ・文化講演会 ・囲碁将棋大会 ・芸術鑑賞会 ・青少年劇場小公演

参 考 事 項										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
3 成人式	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:栗原文化会館 参加者:184人(該当者252人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:総合文化センター(ドリパレ) 参加者:250人(該当者310人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:栗駒町伝創館 参加者:183人(該当者208人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:高清水町公民館大ホール 参加者:62人(該当者80人)	日時:8月14日 場所:一迫町活性化センター 参加者:124人(該当者157人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:瀬峰町公民館ホール 参加者:76人(該当者92人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:鷺沢町振興センターホール 参加者:33人(該当者41人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:金成町けやき会館 参加者:109人(該当者120人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:この花さくや姫プラザ 参加者:107人(該当者125人)	日時:1月、成人の日の前日の日曜日 場所:石楠花センター 参加者:18(該当者22人)
4 社会教育施設	公民館(栗原文化会館内) 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:月曜日、及び1月1日～1月4日、12月28日～12月31日 月曜日が祝日の場合は翌日(月曜日以後休日が連続する場合には、当該連続する休日の最後の日の翌日) その他町長が必要と認める日 公民館分館37地区 (内施設あり33地区) 開館時間:地区ごとに使用規定あり 休館日:地区ごとに使用規定あり	中央公民館 畑岡公民館 有賀公民館 大岡公民館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月29日～翌年1月3日	栗駒町公民館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月28日～翌年1月4日、月曜日、国民の祝日	高清水町公民館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:年末年始	一迫町中央公民館 開館時間:午前9時～午後9時30分 休館日:なし 金田公民館 (一迫町農村環境改善センター) 姫松公民館 (一迫町農村婦人の家) 長崎公民館 開館時間:午前9時～午後9時30分 但し夜間は使用時間のみ対応 休館日:なし	瀬峰町公民館 開館時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後10時 (図書室は午後5時15分まで) 土日、祝日 午前8時30分～午後6時 (図書室は午後10時まで) 休館日:12月29日～翌年1月3日 瀬峰町農村環境改善センター (テアリホール) 開館時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後10時 土日、祝日 午前8時30分～午後6時 休館日:12月29日～翌年1月3日	鷺沢町公民館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月28日～翌年1月3日、毎月第3月曜日、国民の祝日 細倉分館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月28日～翌年1月3日、毎月第3月曜日、国民の祝日 北郷分館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月28日～翌年1月3日、毎月第3月曜日、国民の祝日	金成町生涯学習センター 開館時間:午前9時～午後10時 図書室 火～金曜日 午前10時～午後7時 土日、祝日 午前10時～午後5時 休館日:年末年始・毎週月曜日 萩野公民館 金成公民館 沢辺公民館 津久毛公民館 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:12月29日～翌年1月3日	志波姫町公民館 開館時間:午前9時～午後9時 休館日:12月28日～翌年1月3日	花山村公民館 開館時間:午前8時30分～午後9時30分 休館日:年末年始
5 図書館運営	築館町立図書館 開館時間:火～金曜日 午前10時～午後6時 土・日曜日 午前9時～午後5時 休館日:月曜日、国民の祝日(月曜日にあたるときは、その翌日も)、年末年始(12/29～1/3)、特別整理期間 蔵書数:69,434点	若柳町公民館図書室 開館時間:午前9時～午後7時 休館日:年始年末(12月29日～翌年1月3日) 蔵書数:約19,000冊	栗駒町公民館図書室 開館時間:午前9時～午後5時 休館日:12月28日～翌年1月4日、祝日 蔵書数:約8,800冊	高清水町生涯学習館図書室 開館時間:午前10時～午後10時 休館日:年始年末(12月29日～翌年1月3日) 蔵書数:約9,000冊	一迫町中央公民館図書室 開館時間:午前9時～午後9時 休館日:なし 蔵書数:12,124冊	瀬峰町公民館図書室 開館時間:午前8時30分～午後5時15分 休館日:年末年始(12月29日～1月3日) 蔵書数:6,535冊	鷺沢町公民館図書室 開館時間:午前8時30分～午後5時15分 休館日:12月28日～翌年1月3日、毎月第3月曜日、国民の祝日 蔵書数:8,873冊	金成町生涯学習センター図書室 開館時間:火～金曜日まで 午前10時～午後7時 土・日曜日まで 午前9時30分～午後5時 蔵書数:22,728冊	志波姫町公民館図書室 開館時間:午前8時30分～午後9時 休館日:12月28日～翌年1月3日、蔵書数:約12,000冊	花山村石楠花センター図書室 開館時間:午前9時～午後5時 蔵書数:約5,000冊
6 社会体育事業	・栗原郡小・中・高等学校継走祭 ・築館町陸上競技ジュニア選手権大会 ・宮城県北・岩手県南高等学校陸上競技選手権大会 ・町民大運動会 ・町内小学校ホッケー交流大会 ・世代交流ゲートボール大会 ・県中学校・高等学校ホッケー選手権大会 ・築館薬師マラソン大会 ・町内少年剣道大会 ・築館一迫小学生ホッケー交流大会 ・築館町レクリエーション大会 ・町内スポーツ少年団交流大会 ・スポーツ教室 ・水泳教室 ・ジュニアホッケー教室	・春季親善中学校野球大会 ・若柳町民大運動会 ・若柳町民ベタンク・グラウンドゴルフ大会 ・宮城県少年野球若柳地区大会 ・地区コミュニティー対抗ベタンク・グラウンドゴルフ大会 ・若柳町民ゴルフ大会 ・町民歩け歩け大会 ・秋季ゲートボール大会 ・地区コミュニティー対抗ソフトボール大会 ・若柳町綱引選手権大会 ・地区コミュニティー対抗ボリング大会 ・若柳町少年剣道大会 ・若柳町民卓球大会 ・新世紀・みやぎ国体卓球競技会開催記念 ・若柳町長旗争奪東北中学校卓球大会 ・シドニーオリンピック出場記念 ・ジュニアクロスカントリー若柳大会 ・スポーツ教室 (弓道・テニス)	・郵便局長杯家庭バレーボール大会 ・インディアカ大会 ・町民スポーツフェスティバル ・七夕杯ソフトバレーボール大会 ・地区町民運動会 ・ナイターソフトボール大会 ・クリッピー杯家庭バレーボール大会 ・ニューススポーツ交流大会 ・新春家庭バレーボール大会 ・スポーツ少年団親子交流大会 ・プールの祭 ・スポーツ教室	・町民ベタンク大会 ・町民グラウンドゴルフ大会 ・町民ソフトボール大会 ・町民登山 ・町民ゴルフ大会 ・町民ゲートボール大会 ・町民バレーボール選手権大会 ・町民卓球大会 ・ネイチャーウォーク(町内遺跡探訪)	・地区レクリエーション大会 ・あやめ祭り野球交流大会 ・あやめ祭りバレー交流大会 ・あやめ祭り剣道交流大会 ・一迫町レクリエーション大会 ・一迫町インディアカ大会 ・町民体育大会 ・一迫町スーパーホッケー大会 ・築館一迫小学校ホッケー交流大会 ・スポーツ教室(10教室)	・五輪堂山マラソン大会 ・町レクリエーション大会 ・町民大運動会 ・町民登山教室 ・町民スキー教室	・青葉家庭バレーボール大会 ・バスケットボール大会 ・ソフトテニス大会 ・地区対抗球技大会 ・少年野球大会 ・女子家庭バレーボール大会 ・男子家庭バレーボール大会 ・町民スキー教室 ・インドアソフトテニス大会 ・中学校女子バレーボール大会 ・春季家庭バレーボール大会 ・町民大運動会	・金成町レクリエーション大会 ・金成町グラウンドゴルフ大会 ・金成町ニュースーツ交流大会 ・金成町野球選手権大会 ・金成町ゲートボール大会 ・金成町民体育祭 ・津久毛地区合同ふれあい大運動会 ・津久毛地区レクリエーション大会 ・沢辺地区レクリエーション大会 ・沢辺地区公民大運動会 ・金成地区レクリエーション大会 ・金成地区町民大運動会 ・萩野地区レクリエーション大会 ・萩野地区町民大運動会	・町民大運動会 ・郡家庭婦人バレーボール志波姫大会	・春季親善野球大会 ・村レク大会 ・村民体育大会 ・秋季親善ソフトボール大会 ・地区対抗家庭バレーボール大会 ・バドミントン大会 ・スポーツ教室

参 考 事 項										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
7 社会体育施設	<p>築館町総合運動公園体育館 開館時間:9:00～21:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:業者委託</p> <p>築館町勤労者体育センター 開館時間:9:00～21:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:業者委託</p> <p>築館町総合運動公園プール 開館時間:9:00～21:00 休業日:9月中旬～翌年5月末日、月曜日 管理体制:業者委託</p> <p>築館町総合運動公園 陸上競技場 開館時間:9:00～17:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:管理委託(管理指導員委嘱)</p> <p>築館町総合運動公園 野球場 開館時間:9:00～21:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:管理委託(管理指導員委嘱)</p> <p>築館町総合運動公園 庭球場 開館時間:9:00～17:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:業者委託</p> <p>築館町総合運動公園 ゲートボール場 開館時間:9:00～17:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:管理委託(管理指導員委嘱)</p> <p>築館町多目的競技場 開館時間:9:00～17:00 休業日:月曜日、12月28日～1月4日 管理体制:管理委託(管理指導員委嘱)</p> <p>築館町海洋センター艇庫 開館時間:9:00～17:00 休業日:9月中旬～翌年5月末日、月曜日 管理体制:管理委託(管理指導員委嘱)</p>	<p>若柳町総合体育館 開館時間:午前8時30分～午後10時 休業日:月曜日 祝日及び振替休日 の場合はその翌日 12月29日～翌年1月3日 管理体制:平日...社会教育課職員 休日等...囑託</p> <p>有賀運動公園 テニスコート 開館時間:午前8時～午後5時 休業日:1月1日～2月28日 管理体制:社会教育課</p> <p>有賀運動公園 ゲートボール場 開館時間:午前8時～午後5時 休業日:1月1日～2月28日 管理体制:社会教育課</p> <p>若柳町野球場 開館時間:午前8時30分～午後5時 休業日:1月1日～2月28日 12月1日～12月31日 管理体制:平日...社会教育課職員 休日等...囑託</p>	<p>栗駒町庭球場 開館時間: 休業日:月曜日及び祝日(休日)の翌日、12月28日～翌年1月4日 管理体制:多目的総合運動公園の管理の中で実施</p> <p>栗駒町民武道館 開館時間: 休業日:月曜日及び祝日(休日)の翌日、12月28日～翌年1月4日 管理体制:教育委員会にて管理</p> <p>栗駒町勤労者体育センター(栗駒球場) 開館時間:午前5時～午後10時 休業日:月曜日及び祝日(休日)の翌日、12月28日～翌年1月4日 管理体制:教育委員会にて管理</p> <p>サン・スポーツランド栗駒(多目的グラウンド) 開館時間: 休業日:月曜日及び祝日(休日)の翌日、12月28日～翌年1月4日 管理体制:教育委員会にて管理</p> <p>栗駒町総合体育館 開館時間:午前9時～午後9時 休業日:月曜日及び祝日(休日)の翌日、12月28日～翌年1月4日 管理体制:教育委員会にて管理</p> <p>町民プール 開館時間:午前9時30分～午後8時20分 休業日:月曜日 月曜日が祝日あるいは振り替え休日の場合はその翌日 12月28日～翌年1月4日 管理体制:民間委託</p>	<p>高清水町民テニスコート 開館時間:午前9時～午後5時 休業日:12月1日～2月28日 管理体制:生涯学習課で管理 屋外施設</p> <p>高清水町民野球場 開館時間:午前9時～午後5時 休業日:12月1日～3月31日 管理体制:生涯学習課で管理 屋外施設</p> <p>高清水町民武道館 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:月曜日 管理体制:生涯学習課で管理 屋外施設</p> <p>高清水町民体育館 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:月曜日 国民の祝日の翌日 年末・年始休暇 管理体制:生涯学習課で管理 屋内施設</p>	<p>一迫町民柔剣道場 使用時間:午前9時～午後9時30分 休館日:なし 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>中央公園庭球場 使用時間:午前8時30分～午後9時 休業日:12月28日～1月3日 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>中央公園町民野球場 開館時間:午前8時30分～午後9時 休業日:12月28日～1月3日 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>一迫町ふれあい交流館(ゲートボールコート) 使用時間:午前9時～午後9時30分 休業日:なし 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>多目的広場(コート) 使用時間:午前9時～午後9時30分 休業日:なし 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>多目的広場(グラウンド) 使用時間:午前9時～午後7時 休業日:なし 管理体制:生涯学習課で管理</p> <p>多目的広場(管理棟) 使用時間:午前9時～午後9時30分 休業日:なし 管理体制:一迫町体育協会に委託</p>	<p>総合グラウンド 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:瀬峰町シルバー人材センターに管理委託</p> <p>瀬峰町農林漁業者トレーニングセンター 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:瀬峰町シルバー人材センターに管理委託</p> <p>テニスコート 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:瀬峰町シルバー人材センターに管理委託</p> <p>相撲場 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:瀬峰町シルバー人材センターに管理委託</p> <p>瀬峰町柔剣道場 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:火曜日 ただし、当該日が祝日に当たるときはその翌日 12月29日～翌年1月1日 管理体制:瀬峰町シルバー人材センターに管理委託</p> <p>山崎農村公園ゲートボール場 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:瀬峰町ゲートボール協会に管理委託</p>	<p>鷺沢町民テニスコート 開館時間:午前9時～午後7時 休業日:なし 管理体制:教育委員会</p> <p>鷺沢体育館 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月28日～翌年1月3日、月曜日、国民の祝日の翌日 管理体制:教育委員会</p> <p>細倉体育館 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月28日～翌年1月3日、月曜日、国民の祝日の翌日 管理体制:教育委員会</p> <p>町民水泳プール 開館時間:7月1日から9月10日 児童・生徒 午前9時～午後3時 高校・一般 午後3時～午後6時 休業日:なし 管理体制:教育委員会</p>	<p>金成町健康広場(屋外) 使用時間:午前9時～午後5時 休業日:月曜日(祝日に当たるときは翌日)、及び1月～2月 管理体制:民間に委託</p> <p>ゆうゆうグラウンド・わんぱく広場(屋外) 使用時間:午前9時～午後7時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:生涯学習課</p> <p>金成町体育センター(屋内) 開館時間:午前9時～午後10時 休業日:12月28日～翌年1月4日 管理体制:民間に委託</p> <p>金成町屋外活動センター 使用時間:期限なし 休業日:12月1日～翌年3月31日 管理体制:民間に委託</p>	<p>志波姫町体育センター 開館時間:午前9時～午後9時 休業日:12月29日～翌年1月3日 管理体制:教育委員会の管理</p>	<p>草木コミュニティセンター 開館時間:8:30～21:30 休業日:特になし 管理体制:使用時代行員を雇用 屋内ホールあり</p>
8 学校施設開放	<p>町内小学校 体育館・校庭 開放時間: 校庭 休校日 午前6時～午後7時 (4月～10月) 午前9時～午後4時 (11月～3月) 平日 午前5時～午前7時 (4月～10月) 体育館 休校日 午前8時～午後9時 (年間) 平日 午後5時30分～午後9時 (年間) 管理体制:教育委員会が管理指導員を委嘱 利用料:(体育館のみ) 午前・午後 各2,000円 (築館小は各2,300円) 夜間 1時間1,000円 (築館小は1,150円)</p>	<p>町内小中学校 体育館・武道館・校庭 開放時間:学校教育に支障のない時間 管理体制:教育総務課 利用料:無料</p>	<p>町内中学校 体育館・校庭 開放時間:教育上支障のない範囲 管理体制:学校長へ管理委託 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 体育館・運動場 開放時間:午前8時～午後9時まで (学校長と協議) 管理体制:学校長へ管理委託 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 体育館・運動場 開放時間:平日 午後4時～午後9時 休校日 午前8時～午後9時 管理体制:教育総務課 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 校庭 開放時間:学校教育に支障のない時間、ただし、午後5時まで 管理体制:学校で管理 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 体育館・運動場 (武道館(中学校)・プール(小学校)) 開放時間:学校長と協議 管理体制:教育委員会 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 屋体・武道館・校庭 開放時間:学校長の意見を徴して教育委員会が定める 管理体制:教育委員会 利用料:無料</p>	<p>町内小中学校 体育館・運動場 開放時間:学校教育に支障のない時間 管理体制:学校長へ管理委託 利用料:無料</p>	未実施

参 考 事 項

9 入館料・観覧料

築館町		
白鳥省吾記念館入館料		
入館料の額(1人1回につき)		
区分	一般(学生を含む)	小学生・中学生・高校生及びこれに準ずるも
個人	200	100
団体	160	80

消費税除く
備考
1 「一般」とは、原則として18歳以上の者をいう。
2 「団体」とは、20人以上をいう。

鷺沢町			
鷺沢町鉱山資料館観覧料			
	大人・大学生	高校生・中学生	小学生
個人	300	200	100
団体	250	150	80

備考
「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料金による。

鷺沢町郷土資料館					
観覧料(1人1回につき)					
	大人・大学生		高校生及びこれに準ずるもの		小学生及び中学生
	個人	団体	個人	団体	個人
常設展示	200	150	100	70	50
特別展示	1,020円以内で町長が定める額				

減免規程なし

一迫町				
一迫町山王考古館観覧料				
区分	観覧料(1人1回につき)			
	一般(学生を含む)		小・中学生及び高校生	
	個人	団体	個人	団体
常設展示	200	160	100	80

備考
「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料による。

減免規程あり
一迫町山王考古館条例
第5条 町長は、教育課程に基づく学習活動として観覧する町内の小学生及び中学生並びにこれらの引率者その他特別の事由が認める者については、展示に係る観覧料を免除することができる。

一迫町山王考古館管理規則
第9条 条例第5条に規定する特別の事由があると認める者は、次のとおりとする。
(1)町が主催する歴史資料に関する講演会、研究会等に参加して展示品を観覧する者。
(2)町が主催して行う施設見学の一環として考古館を観覧する者。
(3)考古館に資料を寄贈した者又は資料を出品している者。
(4)教育長が指定する文化の日等において、考古館が主催する文化財保護の思想普及行事に参加して観覧する者。
(5)身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の身体障害者手帳に身体上の障害程度が1級又は、2級である者として記載されている者の介護者(1人に限る。)
(6)精神薄弱者(療育手帳の交付を受けている者をいう。)及びその介護者(1人に限る。)
(7)前各号に掲げるもののほか、教育長が特別の事由があると認めた者。

一迫町埋蔵文化財センター観覧料				
区分	観覧料(1人1回につき)			
	一般(学生を含む)		小・中学生及び高校生	
	個人	団体	個人	団体
常設展示	200	160	100	80

備考
「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料による。

減免規程あり
一迫町埋蔵文化財センター条例
第5条 町長は、教育課程に基づく学習活動として観覧する町内の小学生及び中学生並びにこれらの引率者その他特別の事由が認める者については、展示に係る観覧料を免除することができる。

一迫町埋蔵文化財センター管理規則
第11条 条例第5条に規定する特別の事由があると認める者は、次のとおりとする。
(1)町が主催する歴史資料に関する講演会、研究会等に参加して展示品を観覧する者。
(2)町が主催して行う施設見学の一環としてセンターを観覧する者。
(3)センターに資料を寄贈した者又は資料を出品している者。
(4)センターが主催する文化財保護の思想普及行事に参加して観覧する者。
(5)身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の身体障害者手帳に身体上の障害程度が1級又は、2級である者として記載されている者の介護者(1人に限る。)
(6)精神薄弱者(療育手帳の交付を受けている者をいう。)及びその介護者(1人に限る。)
(7)前各号に掲げるもののほか、教育長が特別の事由があると認めた者。

金成町	
金成町歴史民族資料館入館料	
区分	入館料(1人1回につき)
一般(高校生以上)	200
小学生・中学生	100

減免規程あり
(入館料の免除)
1、条例第4条に規定する特別の事由があると認める場合は、次のとおりとする。
(1)町が主催する歴史、文化財等に関する事業に参加して展示品を観覧する場合
(2)町が主催して行う施設見学として資料館を観覧する場合
(3)町内小学校及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく学習活動として観覧する場合
(4)前各号に掲げるもののほか、館長が特別の事由があると認めた場合
2、前項の規定により入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、入館料免除申請書(様式第1号)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
3、館長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認めたときは、入館料免除承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

花山村		
花山村寒湯番所跡観覧料		
	観覧料の額(1人1回につき)	
個人	一般	200
	小・中学生	100
団体	一般	180
	小・中学生	90

備考
団体とは、20人以上をいう。

千葉周作ゆかりの家観覧料		
	観覧料の額(1人1回につき)	
個人	一般	200
	小・中学生	100
団体	一般	180
	小・中学生	90

備考
団体とは、20人以上をいう。

減免規定あり
花山村寒湯番所跡の設置及び管理に関する条例
第5条 村長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

千葉周作ゆかりの家の設置及び管理に関する条例
第4条 村長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

